

令和7年度 第1回岐阜県地域医療対策協議会（12月22日） の開催結果について

○議題1 「診療所の承継・開業支援について」

令和6年12月に厚生労働省が公表した「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」のうち、先行実施することとされた国庫補助事業「重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業」について、当県において令和8年度から当事業を実施するに当たり、「重点医師偏在対策支援区域」の設定の考え方について説明し、了承を得た。なお、委員から次のような意見があった。

<主な意見>

- ・地域の開業医の状況をよく把握している地域医師会等の意見も踏まえることにより、事業の適正性が確保されるようにすべきである。
- ・市町村によって人口減少のスピードも異なるため、半径2km・約250人という現時点での人口要件だけで判断するのではなく、一定の時間軸でみた人口の変化も考慮する必要があるのではないかと。

○議題2 「医学生修学資金制度等について」

当県における医師の偏在是正に向け、即効性のある対策として、医学生修学資金制度及び特定・総合診療科医師研修資金貸付制度の見直しについて説明し、了承を得た。なお、委員から次のような意見があった。

<主な意見>

- ・修学資金制度の従事要件については、条件を厳しくすることでトラブルの要因になることも考えられるため、特に既貸付者については、医局の理解を得ながら進めていくことが重要ではないかと。
- ・学生を対象とした制度の見直しは、効果発現まで5～10年規模の長期の期間を要するため、今後の人口動態や勤務状況も含め、一定期間を経過した時点で改めて見直しを行う必要があるのではないかと。
- ・学生時の診療科選択は、その後変動するケースが多い。最初に選択した診療科を変更することで貸付金を返還する人が多くなる可能性がある。
- ・複雑な制度であるため、学生の理解の困難さを面談時に感じるほか、県と

のやりとりにおいても制度の解釈に齟齬を感じることもある。今後、大学と県との連携体制の強化が必要だと思われる。